

倉庫業とは？

- 寄託を受けた物品を倉庫において保管する事業です。原料から製品、冷凍・冷蔵品や危険物に至るまで、国民生活・経済活動に欠かせない多種多様な物品を大量かつ安全に保管する役割を担っています。
- 物流を構成する諸活動（輸配送、保管、荷役、包装、流通加工）の中で、倉庫業は生産者と消費者を結ぶ中核的な役割を担っています。近年では、「物を保管・荷役する」機能にとどまらず、輸送の手配や流通加工、取引代行や料金收受など、幅広いサービスを展開する倉庫事業者が増えてきています。
- 他人の貴重な物品を預かるという営業倉庫の特性から、倉庫業を営むにあたっては倉庫業法に基づく登録を受ける必要があります。登録を受けるためには、保管する物品に応じた倉庫施設の基準をクリアした倉庫であること、倉庫ごとに一定の要件を備えた倉庫管理主任者を選任すること等が必要となります。

営業倉庫の適切な運営の確保 ～社会を支える基盤として～

- 保管の依頼を受けた物品を大切に保管するために、倉庫業法においては、建物の構造設備を規制する一般法である建築基準法、消防法等の基準に加えた施設設備基準、管理体制等を満たすことを求めています。
この倉庫業法に基づき事業を営む者を営業倉庫といたします。

- 倉庫業法は、倉庫施設の火災や風水害、盗難により寄託物が滅失する事案を防止するために、昭和31年に制定されました。
以後、時代の変化に伴う見直しを行いながら、現在に至っています。

<倉庫の火災発生件数>

暦年	倉庫	うち営業倉庫
2014	530	4
2015	502	2
2016	443	2

(消防白書より抜粋)